



発行 東京都

目次

108

規程（交）

○東京都交通局企業職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程の一部を改正する規程……………一

○東京都交通局企業職員の退職手当に関する規程の一部を改正する規程……………一

規程（水）

○東京都水道局職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程の一部を改正する規程……………三

○東京都水道局職員の退職手当に関する規程の一部を改正する規程……………五

規程（下水）

○東京都下水道局企業職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程の一部を改正する規程……………六

○東京都下水道局企業職員の退職手当に関する規程の一部を改正する規程……………七

規程（交）

●交通局規程第三十八号

東京都交通局企業職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十九年十二月二十二日

東京都交通局長 山手 斉

東京都交通局企業職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程の一部を改

正する規程

東京都交通局企業職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程（平成七年交通局規程第十四号）の一部を次のように改正する。

第二十二條の三第一項中「（小学校就学の始期に達するまでの子に限る。）」を削る。附則

この規程は、平成三十年一月一日から施行する。

●交通局規程第三十九号

東京都交通局企業職員の退職手当に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十九年十二月二十二日

東京都交通局長 山手 斉

東京都交通局企業職員の退職手当に関する規程の一部を改正する規程

東京都交通局企業職員の退職手当に関する規程（昭和三十一年交通局規程第二十七号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第二号中「百分の百三十」を「百分の百二十」に改め、同項第三号中「三十年」を「二十年」に改め、同項第五号中「百分の五十」を「百分の四十」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号中「百分の百五十」を「百分の百四十」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四 二十一年以上三十年以下の期間については、一年につき百分の百五十

第四条第二項中「四十五」を「四十三」に改める。

第四条の四第二項中「又は派遣条例第二条第二項各号に規定する団体の就業規則等に定められている短時間勤務で地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第一百十号。以下「育児休業法」という。）第十条第一項に規定する育児短時間勤務に相当するものの期間」を削る。

第五条第一項中「千七十五円」を「千百円」に改め、同条第三項中「又は千」を「千又は千」に改める。

第五条の二第三項中「育児休業法」を「地方公務員の育児休業等に関する法律（平成

三年法律第百十号。以下「育児休業法」という。)に改め、「及び育児休業法第十条第一項に規定する育児短時間勤務(同法第十七条の規定による短時間勤務を含む。以下「育児短時間勤務等」という。)をした期間のある月」及び「及び育児短時間勤務等をしなかつた日のあつた月」を削り、同項第二号中「又は育児短時間勤務等」を削る。

第九条の二第四項中「又は育児短時間勤務等をした期間」を削る。

第二十条中「育児短時間勤務等」を「育児休業法第十条第一項に規定する育児短時間勤務(同法第十七条の規定による短時間勤務を含む。)」に改める。

付則に次の一条を加える。

第二十二條 東京都交通局企業職員の給料等に関する規程の一部を改正する規程(平成二十九年交通局規程第四十号) 附則第四項から第六項までの規定による給料を支給される職員の退職手当の計算の基礎となる給料月額額は、給料月額と同規程附則第四項から第六項までの規定による給料の額との合計額とする。

別表チ中「平成二十八年四月一日以後の」を「平成二十八年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間の」に改め、同表チの表第一号区分の項第一号中「以後適用されている」を「から平成三十年三月三十一日までの間において適用されていた」に改め、「平成二十八年四月以後」の下に「平成三十年三月以前」を加え、同項第二号中「平成二十八年四月以後」の下に「平成三十年三月以前」を加え、「以後適用されている」を「から平成三十年三月三十一日までの間において適用されていた」に改め、同項第三号及び第四号中「平成二十八年四月以後」の下に「平成三十年三月以前」を加え、同表第二号区分の項から指定七号区分の項までの規定中「平成二十八年四月以後」の下に「平成三十年三月以前」を加え、同表の次に次のように加える。

リ 平成三十年四月一日以後の調整額期間における職員の区分についての表

第一号区	<p>一 平成三十年四月一日以後適用されている東京都交通局企業職員の給料等に関する規程(以下「平成三十年四月以後の給料規程」という。)の交通局企業職員給料表(一)の適用を受けていた者で、その属する職務の級が五級であつたもの</p> <p>二 平成三十年四月以後の給料規程の交通局企業職員給料表(二)の適用を受けていた者で、その属する職務の級が六級であつたもの</p> <p>三 平成三十年四月以後の給料規程の交通局企業職員給料表(二)の二</p>
------	---

第二号区	<p>の適用を受けていた者で、その属する職務の級が六級であつたもの</p> <p>四 平成三十年四月以後の給料規程の交通局企業職員給料表(四)の適用を受けていた者で、その属する職務の級が三級であつたもの</p> <p>五 東京都交通局企業職員の給料等に関する規程の交通局企業職員給料表(八)の五号給から七号給までの給料月額を受けていた者又は同規程第三条の二第三項の適用を受けていた者</p>
第三号区	<p>一 平成三十年四月以後の給料規程の交通局企業職員給料表(一)の適用を受けていた者で、その属する職務の級が三級であつたものうち、統括課長代理</p> <p>二 平成三十年四月以後の給料規程の交通局企業職員給料表(二)の適用を受けていた者で、その属する職務の級が四級であつたものうち、統括課長代理</p> <p>三 平成三十年四月以後の給料規程の交通局企業職員給料表(二)の適用を受けていた者で、その属する職務の級が四級であつたものうち、統括課長代理</p> <p>四 平成三十年四月以後の給料規程の交通局企業職員給料表(六)の適用を受けていた者で、その属する職務の級が三級であつたものうち、統括課長代理</p>
第四号区	<p>一 平成三十年四月以後の給料規程の交通局企業職員給料表(一)の適用を受けていた者で、その属する職務の級が三級であつたもの(第三号区分の項第一号に該当するものを除く。)</p> <p>二 平成三十年四月以後の給料規程の交通局企業職員給料表(二)の適用を受けていた者で、その属する職務の級が四級であつたもの(第三号区分の項第二号に該当するものを除く。)</p> <p>三 平成三十年四月以後の給料規程の交通局企業職員給料表(二)の適用を受けていた者で、その属する職務の級が四級であつたもの(第三号区分の項第三号に該当するものを除く。)</p>

第五号区分	<p>四 平成三十年四月以後の給料規程の交通局企業職員給料表(四)の適用を受けていた者で、その属する職務の級が一級であつて別に定めるもの</p> <p>五 平成三十年四月以後の給料規程の交通局企業職員給料表(六)の適用を受けていた者で、その属する職務の級が三級であつたもの（第三号区分の項第四号に該当するものを除く。）</p> <p>一 平成三十年四月以後の給料規程の交通局企業職員給料表(一)の適用を受けていた者で、その属する職務の級が二級であつたもの</p> <p>二 平成三十年四月以後の給料規程の交通局企業職員給料表(二)の適用を受けていた者で、その属する職務の級が三級又は二級であつたもの</p> <p>三 平成三十年四月以後の給料規程の交通局企業職員給料表(二)の適用を受けていた者で、その属する職務の級が三級又は二級であつたもの</p> <p>四 平成三十年四月以後の給料規程の交通局企業職員給料表(六)の適用を受けていた者で、その属する職務の級が二級であつたもの</p>
第六号区分	<p>一 平成三十年四月以後の給料規程の交通局企業職員給料表(一)の適用を受けていた者で、その属する職務の級が一級であつたもの</p> <p>二 平成三十年四月以後の給料規程の交通局企業職員給料表(二)の適用を受けていた者で、その属する職務の級が一級であつたもの</p> <p>三 平成三十年四月以後の給料規程の交通局企業職員給料表(二)の適用を受けていた者で、その属する職務の級が一級であつたもの</p> <p>四 平成三十年四月以後の給料規程の交通局企業職員給料表(六)の適用を受けていた者で、その属する職務の級が一級であつたもの</p>
指定一号区分	<p>平成三十年四月以後の給料規程別表第七交通局企業職員給料表(七)の適用を受けていた者で同表一号給の給料月額を受けていたもの又はこれに相当する給料月額を受けていた者</p>
指定二号区分	<p>平成三十年四月以後の給料規程別表第七交通局企業職員給料表(七)の適用を受けていた者で同表二号給の給料月額を受けていたもの又はこれに相当する給料月額を受けていた者</p>
指定三号区分	<p>平成三十年四月以後の給料規程別表第七交通局企業職員給料表(七)の適用を受けていた者で同表三号給の給料月額を受けていたもの又はこれに相当する給料月額を受けていた者</p>
指定四号区分	<p>平成三十年四月以後の給料規程別表第七交通局企業職員給料表(七)の適用を受けていた者で同表四号給の給料月額を受けていたもの又はこれに相当する給料月額を受けていた者</p>

指定五号区分	<p>平成三十年四月以後の給料規程別表第七交通局企業職員給料表(七)の適用を受けていた者で同表五号給の給料月額を受けていたもの又はこれに相当する給料月額を受けていた者</p>
指定六号区分	<p>平成三十年四月以後の給料規程別表第七交通局企業職員給料表(七)の適用を受けていた者で同表六号給の給料月額を受けていたもの又はこれに相当する給料月額を受けていた者</p>
指定七号区分	<p>平成三十年四月以後の給料規程別表第七交通局企業職員給料表(七)の適用を受けていた者で同表七号給の給料月額を受けていたもの又はこれに相当する給料月額を受けていた者</p>

附 則

- （施行期日）
- この規程は、平成三十年一月一日から施行する。ただし、第五条第三項の改正規定、付則に一条を加える改正規定及び別表の改正規定は、平成三十年四月一日から施行する。
- （経過措置）
- この規程による改正後の東京都交通局企業職員の退職手当に関する規程第四条、第四条の四第二項、第五条第一項、第五条の二第三項及び第九条の二第四項の規定は、この規程の施行の日以後に退職した者に係る退職手当について適用し、同日前に退職した者に係る退職手当については、なお従前の例による。

規 程（水）

●東京都水道局管理規程第二十五号

東京都水道局職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十九年十二月二十二日

東京都水道局長 中 嶋 正 宏

東京都水道局職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程の一部を改正する規程

東京都水道局職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程（平成七年東京都水道局管

理規程第四号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「除き、」の下に「四週間を超えない期間につき」を加え、「について」を「当たり」に改め、同条第四項中「を、休憩時間を除き、四週間につき一週間当たり三十八時間四十五分(育児短時間勤務職員等にあつては、十九時間二十五分、十九時間三十五分、二十三時間十五分又は二十四時間三十五分、再任用短時間勤務職員にあつては、三十一時間)とする。」を「について、局長が別に定める。」に改める。

第五条第一項中「月曜日」を「月曜日」に、「五日間」を「五日間(一)に改め、「四日間」の下に「以下「平日」という。」を加え、同条第三項の次に次の二項を加える。

4 所属長は、別表第一イの職場において始業及び終業の時刻について職員(育児短時間勤務職員等又は再任用短時間勤務職員を除く。)の申告を考慮して当該職員の勤務時間を割り振ることが公務の運営に支障がないと認める職員(以下「フレックスタイム制勤務職員」という。)については、第一項の規定にかかわらず、正規の勤務時間の割振りを別に定めることができる。この場合において、フレックスタイム制勤務職員については、職員の申告を経て、暦日を単位として、平日の範囲内において正規の勤務時間を割り振るものとする。

5 前項に規定する、フレックスタイム制勤務職員の正規の勤務時間の割振り及び休憩時間は、別表第一イの二に定めるところによる。

第七条第一項中「月曜日から金曜日までの五日間」を「平日」に、「一日とする」を「一日とし、フレックスタイム制勤務職員については、四週間ごとの期間につき一日に限り、日曜日及び土曜日に加えて、平日において所属長が週休日を設けることができる」に改める。

第十七条第十一項中「一の年において五日の範囲内(その年の年次有給休暇の日数が五日未満のときは、その日数の範囲内)で」を削り、同条第十四項を削り、同条第十三項を同条第十四項とし、同条第十二項中「前項」を「第十一項」に改め、「職員等」の下に「及び第五条第四項に規定する職員」を加え、「については、」を「は、半日又は」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十一項の次に次の一項を加える。

12 前項ただし書の規定にかかわらず、職員が一日を単位とした年次有給休暇を請求し

た場合において、所属長は、半日又は一時間を単位とした年次有給休暇を職員に与えてはならず、また、職員が半日を単位とした年次有給休暇を請求した場合において、所属長は、一時間を単位とした年次有給休暇を職員に与えてはならない。
第二十六条の三第一項中「(小学校就学の始期に達するまでの子に限る。)」を削る。
別表第一中「(第四条関係)」を「(第四条、第五条関係)」に改め、同表イの次に次のように加える。

イの二

正規の勤務時間の割振り		休憩時間
始業の時刻	終業の時刻	
午前七時	午後三時四十五分	正午から午後一時まで。ただし、所属長が認める場合にあつては、当該所属長は、午前十一時三十分から午後零時三十分まで又は午後零時三十分から午後一時三十分までのいずれかの時間を休憩時間として各職員について指定し、また、局長が別に定める職員については、所属長は、午前休憩型又は午後休憩型のいずれかの型を採用し、各職員について休憩時間を指定する。
午前七時三十分	午後四時十五分	
午前八時	午後四時四十五分	
午前八時三十分	午後五時十五分	
午前九時	午後五時四十五分	
午前九時三十分	午後六時十五分	
午前十時	午後六時四十五分	
	午後七時十五分	
	午後七時四十五分	
午前十一時		

備考 第七条第一項ただし書の規定(フレックスタイム制勤務職員に係る部分に限る。)を適用する場合における終業の時刻については、午後四時、午後四時三十分、午後五時、午後五時三十分、午後六時、午後六時三十分、午後七時、午後七時三十分又は午後八時とする。

附則

この規程は、平成三十年四月一日から施行する。

●東京都水道局管理規程第二十六号

東京都水道局職員の退職手当に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。
平成二十九年十二月二十二日

東京都水道局長 中 嶋 正 宏

東京都水道局職員の退職手当に関する規程の一部を改正する規程

東京都水道局職員の退職手当に関する規程(昭和三十五年東京都水道局管理規程第一号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「以下「育児短時間勤務等」という。」を削り、同項第二号中「百分の百三十」を「百分の百二十」に改め、同項第三号中「三十年」を「二十年」に改め、同項第五号中「百分の五十」を「百分の四十」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号中「百分の百五十」を「百分の百四十」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四 二十一年以上三十年以下の期間については、一年につき百分の百五十五
第五条第二項中「四十五」を「四十三」に改める。

第五条の四第二項中「又は派遣条例第二条第二項各号に規定する団体の就業規則等に定められている短時間勤務で育児短時間勤務等に相当するものの期間」を削る。

第六条第一項中「千七十五円」を「千百円」に改め、同条第三項中「又はト」を「ト又はチ」に改める。

第六条の二第三項中「及び育児短時間勤務等をした期間のある月」及び「及び育児短時間勤務等をしなかつた日のあつた月」を削り、同項第二号中「又は育児短時間勤務等」を削る。

第八条第四項中「又は育児短時間勤務等をした期間」を削る。
付則に次の一条を加える。

第二十二條 東京都水道局職員の給与に関する規程の一部を改正する規程(平成二十九年水道局管理規程第二十七号)附則第四項の規定による給料を支給される職員の退職手当の計算の基礎となる給料月額、給料月額と同項の規定による給料の額との合計

額とする。

別表下の表中「平成二十八年四月一日以後の調整額期間における職員の区分についての表」を「平成二十八年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間の調整額期間における職員の区分についての表」に改め、同表第一号区分の項第一号中「以後適用されている」を「から平成三十年三月三十一日までの間において適用されていた」に改め、「四月以後」の下に「平成三十年三月以前」を加え、同表第二号区分の項から第四号区分の項までの規定中「以後」の下に「平成三十年三月以前」を加え、同表第五号区分の項第一号及び第二号中「以後」の下に「平成三十年三月以前」を加え、同項第三号中「以後」の下に「平成三十年三月以前」を加え、「第四号区分の項第三号」を「第四号区分の項第二号」に改め、同項第四号及び第五号中「以後」の下に「平成三十年三月以前」を加え、同表第六号区分の項中「以後」の下に「平成三十年三月以前」を加え、同表指定一号区分の項中「四月以後」の下に「平成三十年三月以前」を加え、同表指定二号区分の項から指定七号区分の項までの規定中「以後」の下に「平成三十年三月以前」を加え、同表の次に次のように加える。

チ 平成三十年四月一日以後の調整額期間における職員の区分についての表

第一号区分	一 平成三十年四月一日以後適用されている東京都水道局職員の給与に関する規程(以下「平成三十年四月以後の給与規程」という。)の水道局給料表(一)の適用を受けていた者で、その属する職務の級が五級であったもの 二 東京都水道局職員の給与に関する規程の水道局給料表(三)の五号給から七号給までの給料月額を受けていた者又は同規程第八条の三四項の適用を受けていたもの
第二号区分	一 平成三十年四月以後の給与規程の水道局給料表(一)の適用を受けていた者で、その属する職務の級が四級であったもの 二 東京都水道局職員の給与に関する規程の水道局給料表(三)の四号給以下の給料月額を受けていたもの
第三号区分	平成三十年四月以後の給与規程の水道局給料表(一)の適用を受けていた者で、その属する職務の級が三級であったものうち、東京都水道局統括課長代理の認定等に関する規程(平成二十七年東京都水道局管理規程第九号)第三条により統括課長代理に認定されたもの
第四号区分	一 平成三十年四月以後の給与規程の水道局給料表(一)の適用を受け

分 指定七号区	分 指定六号区	分 指定五号区	分 指定四号区	分 指定三号区	分 指定二号区	分 指定一号区	第六号区分	第五号区分
平成三十年四月以後の給与条別表第六指定職給料表の適用を受けていた者で同表七号給の給料月額を受けていたもの又はこれに相当する給料月額を受けていた者	平成三十年四月以後の給与条別表第六指定職給料表の適用を受けていた者で同表六号給の給料月額を受けていたもの又はこれに相当する給料月額を受けていた者	平成三十年四月以後の給与条別表第六指定職給料表の適用を受けていた者で同表五号給の給料月額を受けていたもの又はこれに相当する給料月額を受けていた者	平成三十年四月以後の給与条別表第六指定職給料表の適用を受けていた者で同表四号給の給料月額を受けていたもの又はこれに相当する給料月額を受けていた者	平成三十年四月以後の給与条別表第六指定職給料表の適用を受けていた者で同表三号給の給料月額を受けていたもの又はこれに相当する給料月額を受けていた者	平成三十年四月以後の給与条別表第六指定職給料表の適用を受けていた者で同表二号給の給料月額を受けていたもの又はこれに相当する給料月額を受けていた者	平成三十年四月以後の給与規程第八條の二第一項の規定により同月一日以後準用されている職員の給与に関する条例(以下「平成三十年四月以後の給与条例」という。)別表第六指定職給料表の適用を受けていた者で同表一号給の給料月額を受けていたもの又はこれに相当する給料月額を受けていた者	一 平成三十年四月以後の給与規程の水道局給料表(一)の適用を受けていた者で、その属する職務の級が一級であったもの 二 平成三十年四月以後の給与規程の水道局給料表(二)の適用を受けていた者で、その属する職務の級が一級であったもの	一 平成三十年四月以後の給与規程の水道局給料表(一)の適用を受けていた者で、その属する職務の級が二級であったもの 二 平成三十年四月以後の給与規程の水道局給料表(二)の適用を受けていた者で、その属する職務の級が二級であったもの

附則

(施行期日)

第一条 この規程は、平成三十年一月一日から施行する。ただし、第六条第三項の改正規定、付則に一条を加える改正規定及び別表の改正規定は、同年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この規程による改正後の東京都水道局職員の退職手当に関する規程第五条、第五条の四第二項、第六条第一項、第六条の二第三項及び第八条第四項の規定は、この規程の施行の日以後に退職した者に係る退職手当について適用し、同日前に退職した者に係る退職手当については、なお従前の例による。

規程(下水)

●東京都下水道局管理規程第二十三号

東京都下水道局企業職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十九年十二月二十二日

東京都下水道局長 渡 辺 志津男

東京都下水道局企業職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程の一部を改正する規程

東京都下水道局企業職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程(平成七年東京都下水道局管理規程第二号)の一部を次のように改正する。

第十七条第九項中「一の年において五日の範囲内(その年の年次有給休暇の日数が五日未満のときは、その日数の範囲内)で」を削り、同条第十二項を削り、同条第十一項を同条第十二項とし、同条第十項中「前項」を「第九項」に改め、「年次有給休暇は、」の下に「半日又は」を加え、同項を同条第十一項とし、同条第九項の次に次の一項を加える。

10 前項ただし書の規定にかかわらず、職員が一日を単位とした年次有給休暇を請求した場合において、所属長は、半日又は一時間を単位とした年次有給休暇を職員に与え

てはならず、また、職員が半日を単位とした年次有給休暇を請求した場合において、所属長は、一時間を単位とした年次有給休暇を職員に与えてはならない。

第二十六条の三第一項中「(小学校就学の始期に達するまでの子に限る。)」を削る。

附則

この規程は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、第二十六条の三第一項の改正規定は、平成三十年一月一日から施行する。

●東京都下水道局管理規程第二十四号

東京都下水道局企業職員の退職手当に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十九年十二月二十二日

東京都下水道局長 渡 辺 志津男

東京都下水道局企業職員の退職手当に関する規程の一部を改正する規程

東京都下水道局企業職員の退職手当に関する規程(昭和三十七年東京都下水道局管理規程第十六号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「以下「育児短時間勤務等」という。」を削り、同項第二号中「百分の百三十」を「百分の百二十」に改め、同項第三号中「三十年」を「二十年」に改め、同項第五号中「百分の五十」を「百分の四十」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号中「百分の百五十」を「百分の百四十」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四 二十一年以上三十年以下の期間については、一年につき百分の百五十

第五条第二項中「四十五」を「四十三」に改める。

第五条の四第二項中「又は派遣条例第二条第二項各号に規定する団体の就業規則等に定められている短時間勤務で育児短時間勤務等に相当するものの期間」を削る。

第六条第一項中「千七十五円」を「千百円」に改め、同条第三項中「又はト」を「ト又はチ」に改める。

第六条の二第三項中「及び育児短時間勤務等をした期間のある月」及び「及び育児短時間勤務等をしなかつた日のあつた月」を削り、同項第二号中「又は育児短時間勤務

等」を削る。

第八条第四項中「又は育児短時間勤務等をした期間」を削る。

付則に次の一条を加える。

第二十条 東京都下水道局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程(平成二十九年東京都下水道局管理規程第二十五号)附則第四項から第六項までの規定による給料を支給される職員の退職手当の計算の基礎となる給料月額額は、給料月額とそれこれの規定による給料の額との合計額とする。

別表ト中「平成二十八年四月一日以後の調整額期間における職員の区分についての表」を「平成二十八年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間の調整額期間における職員の区分についての表」に改め、同表第一号区分の項第一号中「以後適用されている」を「から平成三十年三月三十一日までの間において適用されていた」に改め、「四月以後」の下に「平成三十年三月以前」を加え、同表第二号区分の項から指定七号区分の項までの規定中「以後」の下に「平成三十年三月以前」を加え、同表の次に次のように加える。

チ 平成三十年四月一日以後の調整額期間における職員の区分についての表

第一号区	一 平成三十年四月一日以後適用されている東京都下水道局企業職員の給与に関する規程(以下「平成三十年四月以後の給与規程」という。)の下水道局企業職給料表(一)の適用を受けていた者で、その属する職務の級が五級であつたもの 二 東京都下水道局企業職員の給与に関する規程の下水道局企業職給料表(三)の五号給から七号給までの給料月額を受けていた者又は同規程第九条の二第三項の適用を受けていた者
第二号区	一 平成三十年四月以後の給与規程の下水道局企業職給料表(一)の適用を受けていた者で、その属する職務の級が四級であつたもの 二 東京都下水道局企業職員の給与に関する規程の下水道局企業職給料表(三)の四号給以下の給料月額を受けていた者
第三号区	平成三十年四月以後の給与規程の下水道局企業職給料表(一)の適用を受けていた者で、その属する職務の級が三級であつたものうち、東京都下水道局統括課長代理の認定等に関する規程(平成二十七年東京都下水道局管理規程第十号)第三条により統括課長代理に認定されたもの

附則

第四号区分	一 平成三十年四月以後の給与規程の下水道局企業職給料表(一)の適用を受けていた者で、その属する職務の級が三級であつたもの (第三号区分の項に該当するものを除く。) 二 平成三十年四月以後の給与規程の下水道局企業職給料表(二)の適用を受けていた者で、その属する職務の級が三級であつたもの
第五号区分	一 平成三十年四月以後の給与規程の下水道局企業職給料表(一)の適用を受けていた者で、その属する職務の級が二級であつたもの 二 平成三十年四月以後の給与規程の下水道局企業職給料表(二)の適用を受けていた者で、その属する職務の級が二級であつたもの
第六号区分	一 平成三十年四月以後の給与規程の下水道局企業職給料表(一)の適用を受けていた者で、その属する職務の級が一級であつたもの 二 平成三十年四月以後の給与規程の下水道局企業職給料表(二)の適用を受けていた者で、その属する職務の級が一級であつたもの
指定一号区分	平成三十年四月以後の給与条別表第六指定職給料表の適用を受けていた者で同表一号給の給料月額を受けていたもの又はこれに相当する給料月額を受けていた者
指定二号区分	平成三十年四月以後の給与条別表第六指定職給料表の適用を受けていた者で同表二号給の給料月額を受けていたもの又はこれに相当する給料月額を受けていた者
指定三号区分	平成三十年四月以後の給与条別表第六指定職給料表の適用を受けていた者で同表三号給の給料月額を受けていたもの又はこれに相当する給料月額を受けていた者
指定四号区分	平成三十年四月以後の給与条別表第六指定職給料表の適用を受けていた者で同表四号給の給料月額を受けていたもの又はこれに相当する給料月額を受けていた者
指定五号区分	平成三十年四月以後の給与条別表第六指定職給料表の適用を受けていた者で同表五号給の給料月額を受けていたもの又はこれに相当する給料月額を受けていた者
指定六号区分	平成三十年四月以後の給与条別表第六指定職給料表の適用を受けていた者で同表六号給の給料月額を受けていたもの又はこれに相当する給料月額を受けていた者
指定七号区分	平成三十年四月以後の給与条別表第六指定職給料表の適用を受けていた者で同表七号給の給料月額を受けていたもの又はこれに相当する給料月額を受けていた者

(施行期日)

1 この規程は、平成三十年一月一日から施行する。ただし、第六条第三項の改正規定、付則に一条を加える改正規定及び別表の改正規定は、同年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規程による改正後の東京都下水道局企業職員の退職手当に関する規程第五条、第五条の四第二項、第六条第一項、第六条の二第三項及び第八条第四項の規定は、この規程の施行の日以後に退職した者に係る退職手当について適用し、同日前に退職した者に係る退職手当については、なお従前の例による。

発行 東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一號
電話 〇三(五三二二)一〇一一(代)

郵便番号 163-8001

定価

本号 三〇円
一箇月 六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区白山二丁目十三番七號
電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号 113-0001

